

奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第四十二号

奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則（平成二十九年三月奈良県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第七項」を「第六項」に改め、同条第二項中「事務は、」の下に「公立大学法人立（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人による設置をいう。以下同じ。）又は」を加え、同条第三項第一号中「奈良県内の」の下に「公立大学法人立又は」を加え、同条第二号中「第八項第二号」を「第七項第二号、次条第二項及び第四条第三項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「別表第一の五の項」を「別表第一の四の項」に改め、同条第二号中「保護者及び」を「学校教育法第十六条に規定する保護者（法人である未成年後見人、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の二第一項、第三十三条の八第二項又は第四十七条第二項の規定により親権を行う児童相談所長、同条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百五十七条の二第二項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人及び生徒がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者を除く。以下この号において同じ。）及び」に、「第九項第二号」を「第八項第二号、次条第三項及び第四条第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「別表第一の六の項」を「別表第一の五の項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「別表第一の七の項」を「別表第一の六の項」に改め、「公立」の下に「（公立大学法人立を除く。以下同じ。）」を加え、同項を同条第六項とし、同条第八項中「別表第一の八の項」を「別表第一の七の項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「別表

第一の九の項」を「別表第一の八の項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「別表第一の十の項」を「別表第一の九の項」に改め、同項を同条第九項とする。

第三条中「別表第二の知事の項」を「別表第二の一の項」に改め、「事務は、」の下に「公立大学法人立又は」を加え、「同表の知事の項」を「同表の一の項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 条例別表第二の二の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 高等学校等を退学した後、再び奈良県内の公立大学法人立又は私立の高等学校等で学び直す者に対する高等学校等就学支援金に相当する支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報

二 前号の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報

3 条例別表第二の三の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 奈良県内の私立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科に在学する生徒に対する修学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う生徒の保護者等に係る生活保護実施関係情報

二 前号の認定を受けた生徒の保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う生徒の保護者等に係る生活保護実施関係情報

第四条第三項中「別表第三の五の項」を「別表第三の七の項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 条例別表第三の五の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 高等学校等を退学した後、再び奈良県内の公立の高等学校等で学び直す者に対する高等学校等就学支援金に相当する支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報

二 前号の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報

4 条例別表第三の六の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 奈良県内の公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科に在学する生徒に対する修学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う生徒の保護者等に係る生活保護実施関係情報
- 二 前号の認定を受けた生徒の保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う生徒の保護者等に係る生活保護実施関係情報

#### 附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。